

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 6. 2

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

大韓民国国民でない人は選挙運動ができません。

- ◎ 「公職選挙法」は大韓民国国民でない人が大韓民国の大統領選挙と国会議員選挙のとき、在外選挙権者を対象に選挙運動ができないように規定しています。

大韓民国国民は誰でも『公職選挙法』第218条の14(国外選挙運動方法に関する特例)で定めている方法に限って在外選挙権者を対象に選挙運動ができます。

ただし、次のどれか一つに該当する者は選挙運動ができず、以外にも『公職選挙法』または他の法律の規定によって禁止・制限される者に該当する場合には選挙運動ができません。

《選挙運動ができない者》

関連法	対 象	備 考
公職選挙法	○ 大韓民国国民でない者 ○ 未成年者(19才未満の者) ○ 選挙日現在の選挙権がない者 ○ 大韓民国国家公務員、地方公務員、公務員の身分である者 ○ 韓国国際協力団・韓国国際交流財団・在外同胞財団の常勤役職員および代表者 ○ 各級選挙管理委員会委員、大統領令に定める言論人 ○ 政府が100分の50以上の持ち分を持っている機関の常勤役職員 ○ 地方公社・地方公団の常勤役職員など	

※団体(その代表者と役職員または構成員含む)はその団体の名義またはその代表の名義で在外選挙権者を対象に選挙運動ができません。

選挙管理委員会は政治的中立と
公正な選挙管理を最優先しています